

茨城県伝統工芸品指定要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県の風土と県民のくらしの中で生まれ受け継がれてきた工芸品を茨城県伝統工芸品（以下「伝統工芸品」という。）として指定することにより、その工芸品を製造する事業者等の製造意欲の高揚と産業としての発展を図るとともに、生活に豊かさと潤いをもたらす伝統工芸品に対する認識を広めることを目的とする。

(指定要件)

第2条 伝統工芸品とは、次の（１）から（３）に定める要件をそなえ、かつ（４）又は（５）の要件に該当するものとする。

- （１）主として、日常生活の用に供されるものであること。
- （２）製造工程の主要部分が手工的であること。
- （３）一定の期間、県内において当該工芸品が製造されているもので、将来にわたり製造の継承が見込まれること。
- （４）伝統的な技術又は技法に基づき、かつ伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること。
- （５）郷土の風土、くらし及び資源等を題材又は素材とし、優れた技術又は技法により製造され、品格をそなえたもの。

(指定の申請)

第3条 工芸品を製造する産地組合又は個人で、将来にわたり産業として維持発展を図ろうとする者は、指定申請書（様式第1）を所在地の市町村を經由して知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を受けた市町村長は、当該工芸品の指定に係る意見書（様式第2）を付して、知事に提出するものとする。

(指定)

第4条 知事は、茨城県伝統工芸品審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いたうえで、次の指定事項を定めて伝統工芸品を指定するものとする。

- （１）伝統工芸品の名称
- （２）伝統工芸品の製造に係る技術又は技法の内容
- （３）伝統工芸品の製造に使用される原材料名
- （４）伝統工芸品の製造市町村名

- 2 審査委員会の委員等については別に定める。

(指定の通知)

第5条 知事は、伝統工芸品の指定をしたときは、申請に係る産地組合又は個人に伝統工芸品指定書（様式第3）を交付するとともに関係市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、伝統工芸品として指定しない旨を決定したときは、理由を付して申請に係る産地組合又は個人、並びに関係市町村長に通知するものとする。

(指定の表示)

第6条 伝統工芸品の指定を受けた産地組合又は個人は、伝統工芸品として指定されているものであることの表示をすることができる。

(報告の徴収)

第7条 知事は、特に必要があるときは、伝統工芸品の指定を受けた産地組合又は個人に指定後の状況等について、報告を求めることができる。

(指定の変更又は解除)

第8条 伝統工芸品の指定を受けた産地組合又は個人は、指定事項の変更又は指定の廃止を行うべき事由が発生した場合は、速やかに指定の変更(廃止)申出書(様式第4)を所在地の市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、伝統工芸品が第4条の指定事項に変更が生じたとき、又は第2条の指定要件のいずれかを欠く等、指定しておくことが適当でない事由が発生したときは、指定の変更又は解除をすることができる。

3 前項の規定により指定の変更をした場合において、次の各号に該当する場合にあっては、第5条第1項の規定を準用する。

(1) 伝統工芸品の名称を変更したとき

(2) 製造市町村名を変更したとき

(3) 製造者名を変更したとき

(4) その他伝統工芸品指定書を交付する必要があると認められるとき

4 知事は、伝統工芸品の指定を変更又は解除したときは、その旨を当該産地組合又は個人、並びに関係市町村長へ通知するものとする。

(公表)

第9条 知事は、第4条の指定又は第8条の指定の変更及び解除を行ったときは、その旨を速やかに公表するものとする。

(関係団体の協力)

第10条 知事は、指定事業の円滑な推進を図るため、関係市町村等に対して協力を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、伝統工芸品の指定に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、昭和62年12月25日から実施する。

付則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

付則

この要領は、平成23年1月24日から実施する。

付則

この要領は、平成25年6月6日から実施する。

付則

この要領は、平成29年7月24日から実施する。